

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

足立みどり幼稚園・その他市外の認定こども園を利用される方はご確認ください。

1 1号認定子どものうち、保育を必要としない子どもたち**【対象者・保育料】**

- 満3歳から5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
- ◆ 入園料や事務手数料、その他施設充実費などの特定負担額は、これまでどおり保護者の負担となります。
- ◆ 通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
ただし、[年収360万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、給食費分が免除されます。 ※別紙「No.8」参照
- ◆ 給食費の免除について、[第3子以降の子ども]の多子カウント方法は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。 ※別紙「No.8」参照

【無償化の対象となる手続き】

既に認定こども園に入園し、1号認定として利用されている方についての手続きは不要です。

2 1号認定子どものうち、保育を必要とし、預かり保育を利用する子どもたち**【対象者・保育料】**

- ◆ 1号認定の保育料の無償化については、上記 **1** と同じです。
- ◆ 預かり保育が無償化の対象となるには、保育の必要性の認定が必要となり、現在受けている1号認定に加えて市から[新2号認定]や[新3号認定]を受ける必要があります(申請が必要です)。 ※別紙「No.6」参照

- 以下の支給要件に該当する場合、市から新2号認定又は新3号認定が受けられます。

認定区分	支給要件
新2号認定	[満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した]した子どもで、保育を必要とする要件(保護者毎に就労等)がある子ども
新3号認定	0歳から[満3歳に達する日以後最初の3月31日まで]の間にある子どもで、保育を必要とする要件(保護者毎に就労等)があるもののうち、住民税非課税世帯の子ども

- 利用日数に応じて、[新2号認定]は月額上限11,300円まで、[新3号認定]は、月額上限16,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
- 無償化の対象となる額は、各号の月額上限の範囲内で [450円×利用日数] と施設への支払い金額を比較して低い方となります。

(例) 新2号認定者が20日間預かり保育を利用した場合

- 預かり保育料が1日600円の施設の在園児

《保護者が実際に園に支払う金額》
 $600円 \times 20日(利用日数) = 12,000円 \dots (A)$

《無償化対象の基準額(※新2号の上限額は11,300円)》
 $450円 \times 20日(利用日数) = 9,000円 \dots (B)$

《市から保護者に償還払いする無償化対象金額》
 (A)と(B)を比較し、低い方 \Rightarrow (B)の9,000円

- 預かり保育の利用料は、償還払いの方法を検討しています。
 ①これまでどおり、保護者が園に支払う。→②園を通じて償還払いの申請をする。
 →③審査後に保護者に償還払いをする。

【無償化の対象となる手続き】

現行の1号認定に加え、市から新たに[新2号認定]または[新3号認定]を受けるため、市に認定申請書及び就労証明書等を提出する必要があります。

3 預かり保育提供が基準未満の園で、保育が必要な子どもたち

- 2 の場合において、園に預かり保育の提供がない、または預かり保育提供時間等が一定基準未満の園である場合、園の預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。(現在、市内の幼稚園に基準未満の園はありません。)

※一定基準未満・・・平日の開所時間が8時間未満(教育時間4時間含む) もしくは 年間開所日数が200日未満
 ※認可外保育施設等・・・認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など
 ※無償化限度額は、[新2号]は預かり保育の月額上限11,300円まで、[新3号]は月額上限16,300円までのうち、預かり保育の無償化対象金額を上限から除いた額までが、認可外等の無償化対象額となります。
 ※一定基準を満たす幼稚園等に通う方は、認可外保育施設等の利用部分は無償化の対象外です。

4 2号認定や3号認定として利用する子どもたち

【対象者・保育料】

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
※3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）
- ◆ 入園料や事務手数料、その他施設充実費などの特定負担額は、これまでどおり保護者の負担となります。
- 通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
ただし、[年収360万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、給食費分が免除されます。 ※別紙「No.8」参照
- 給食費の免除について、[第3子以降の子ども]の多子カウント方法は、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。 ※別紙「No.8」参照
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯のみ保育料が無償化されます。
- 子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については、現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントし、第2子は半額、第3子以降は無償となります。
※年収360万円未満相当世帯については、第1子以降の年齢は問いません。
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、これまでどおり保育料の中に給食費分が含まれますので、新たな保護者の負担はありません。

【無償化の対象となる手続き】

既に認定こども園に入園し、2号認定や3号認定として利用されている方についての手続きは不要です。

《問い合わせ先》

志木市役所 健康福祉部 子ども家庭課（電話：048-473-1111 内線2449,2450）